

第342回(平成30年12月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自	—	—
意2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自	—	—
意3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成。 (一部軽微な修正あり：配付資料参照)
意4	認知症施策の推進を求める意見書	公	○	原案どおり賛成。
意5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	民	△	次のとおり修文すべき。 ・正確な数字(部活動指導員に係る国のH30年度予算額、配置人数)に修正 ・上記修正に伴う文言を修文(配付資料参照)
意6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき。 ・名称を修正。 ・関空の発着状況の説明について、誤解を生じない表現に修文 ・伊丹空港の発着枠拡大の要望事項を削除(配付資料参照)
意7	海外における我が国G I(地理的表示)製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維	○	概ね原案どおり賛成。 (一部軽微な修正あり：配付資料参照)
意8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき。 ・補聴器価格を国制度並みに修正 ・負担割合の根拠を明確な表現に修文 ・健康寿命の延伸等につながる旨追記(配付資料参照)
意9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共	△	次のとおり修文すべき。 ・名称を修正。 ・正確な数字(国保滞納世帯数の率)を用いた修正 ・持続的な国保運営の観点からの要望内容に修正(配付資料参照)

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を
求める意見書

「義援金に係る差押禁止等に関する法律」は、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立されたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、西日本平成30年豪雨災害の際にも同様に法的枠組みが作られ、国会会期中に速やかに成立されている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震など個々の災害に対応した**時限立法****臨時法**として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国におかれては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間の対応を可能とするべく、「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を早期に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置
拡充を求める意見書

中学校・高等学校等における運動部活動は、学校教育の一環として行われてきたが、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきたことは国も認めるとおりであり、平成 29 年度からは、学校職員に位置づけた部活動指導員制度を導入し、指導体制の充実を図っている。

しかし、~~国が進める部活動指導員の設置はについて、例えば中学校の場合、文化・科学等に関する部活動も含めて1校あたり3名程度、毎年度約7,100名ずつ4年計画で配置していくとするものである。~~国は、平成 30 年度に ~~15.5~~ 億円の予算を計上しているが、4,500 名を配置することとしているが、この予算規模では全ての中学校に配置されたとしても1校に1名程度ではとなり、全ての中学校に配置されたとしても、限られた部の指導者しか確保できないことになる。

将来にわたって我が国のスポーツ振興を推進していくためにも、運動部活動を指導する部活動指導員の配置数をさらに拡充するべきであるが、そのためには新たな財源が必要となる。

そこで、スポーツ振興のために必要な資金を得、その振興に寄与するために整備されたスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づき実施されている、スポーツ振興くじの収益を活用するべきである。

スポーツ振興くじは、年間約 1,000 億円以上の売り上げがあり、その収益の ~~3/4~~ 4分の3、約 200 億円を地方公共団体やスポーツ団体が非営利で行うスポーツ活動の助成に充てているが、その一部を部活動指導員設置の財源として活用することにより、配置数を拡充し、指導体制の充実を図ることができる。

よって、国におかれては、我が国のスポーツ振興の基盤となっている運動部活動の質的向上を図るため、スポーツ振興くじによる収益を活用し、部活動指導員の配置拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

2025 日本万国博覧会 (大阪・関西) 大阪万国博覧会開催
に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書

11 月 23 日博覧会国際事務局総会がパリで開かれ、2025 年国際博覧会の開催地が 1970 年以来、55 年ぶりに大阪~~市~~に決定した。~~大阪の~~夢洲を会場に 2025 年 5 月 3 日から 11 月 3 日までの 185 日間の開催で、想定来場者数 2,800 万人、経済波及効果は約 2 兆円に及ぶと言われている。国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらい機会となり、関西全体の観光・文化・交流の促進につながるものである。また、関西には世界最先端のライフサイエンスの研究拠点が集積し、高い生産技術を有する製造業が備わっていることから、健康・長寿という世界的な課題を解決する未来技術を生み出す産業イノベーションを喚起できる。さらに、本県でも平成 29 年 10 月 25 日に「2025 年国際博覧会の誘致に関する決議」を採択し、万博の誘致に取り組んできたところである。

来年以降、ラグビーワールドカップ 2019、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西と 3 年連続で国際大会が開催されるゴールデンスポーツイヤーズで、今後多くの外国人観光客の増加が予想される。また、関西 3 空港の発着回数は、伊丹及び神戸が合意された上限に達するとともに、関西国際空港も 一部時間帯の発着回数が処理能力の上限値に近づきつつある中、インバウンド等による拡大する航空需要を取り込み、関西経済を発展させていくためには、各空港のポテンシャルを十分発揮するための規制の見直しが必要である。

よって、国におかれては、これから急増すると予想される外国人旅行客に対応するため、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 無料公衆無線 LAN の整備促進や観光地の案内看板の多言語化など、受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと。
- 2 伊丹空港 及び神戸空港における全ての国際チャーター便の運航、並びに神戸空港に ~~おいて、全ての国際チャーター便の運航~~ やおける発着枠の拡大など、運用制限の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

海外における我が国G I（地理的表示）製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書

伝統的な生産方法や気候・風土・土壌など生産地の特性が品質等の特性に結びついている製品が全国に数多く存在している。これらの製品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」である。農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図るよう取組を進めているところである。

しかし、農林水産省の調査によると、海外産であるにもかかわらず、日本の産地を名乗る商品が数多く流通していることが判明した。本県の特産品で海外からも非常に人気のある「神戸ビーフ」も中国産のものが見つかった。他にも「夕張メロン」、「市田柿」、「特産松阪牛」など日本を代表する商品名が不正に使用されている。これらの行為はこれまで生産から販売まで携わってこられた関係者への冒瀆であり、ブランドイメージを低下させ~~る~~、知的財産権の侵害と判断せざるを得ない。

また、先般、輸出禁止の和牛精液が日本国外へ不正に持ち出されていたことが明るみにな~~るなど~~り、畜産農家に大きな不信感を抱かせるだけでなく、G I 製品の種子等の国外流出も懸念される。

よって、国におかれては、早急に対象国と相互保護の協定を結び、不正使用している団体に対して名称を使用しないように求めるなど、海外における我が国G I 製品の保護・侵害対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり ~~15万円～20万円~~ 3～15万円、保険適用ではないため全額自費となる。~~障害者総合支援法に基づく身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者となる~~高度・重度の難聴では補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、高齢者の加齢性難聴に対する、補聴器購入に係る公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

~~国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する~~
~~意見書~~
持続可能な国民健康保険制度の確立に向けた対策を求め
る意見書

~~国民健康保険被保険者の負担は限界を迎えている。~~兵庫県内では、~~における~~
~~県内の~~国保加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯~~だ~~であるが、~~国~~
~~保料(税)が高すぎる~~ことによるそのうち国保料の滞納世帯数は、~~13.512.9%~~
にも及ぶ102,315世帯となっている。

~~これは、国保加入者が、年金者や無職、非正規雇用者などの低所得者にもか~~
~~かわらず、協会けんぽなどの被用者保険の保険料負担と比べて、高すぎる保険~~
~~料(税)となっているからである。~~

国民健康保険制度は、国民全ての健康の保持増進を支える基盤として重要な
役割を果たしているが、被保険者の年齢構成が高いことなどにより医療費が高
水準となる一方で、被保険者の所得水準が低いことから、保険料負担率が高く
なるといった構造的な問題を抱えている。

~~高すぎる国保料(税)をせめて協会けんぽ並に引き下げのために、全国知事会~~
~~は、「約1兆円の国費増額が必要である」として、国の財政負担増を求めている~~
~~。国保の構造問題を解決し、持続可能な医療保険制度とするためには、こう~~
~~した措置が求められている。~~

国民健康保険の財政が逼迫する中、今年度から都道府県が市町村とともに国
民健康保険の運営を担っているが、持続可能な制度として確立するためには、
更なる財政基盤の強化が必要である。

よって、国におかれては、~~国保の構造問題を解決し、~~今後の医療費の増嵩に
耐え得る財政基盤の確立を図るために、~~必要な財源を確保するとともに、国保~~
~~財政の国の国庫定率負担を引き上げ、少なくとも1兆円の増額を行うとともに、~~
~~子育て・少子化対策として子ども供に係る均等割保険料軽減措置を導入するよ~~
~~う子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、子供に係る均等割保険料(税)~~
~~を廃止するなどの軽減策を講ずるよう強く要望する。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第342回(平成30年12月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公	—	
意4	認知症施策の推進を求める意見書	公	—	
意5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	民	△	次のとおり修文すべき。 ・現在の団体等への補助の費用対効果を検証することを求める趣旨からの修文。 (配付資料参照)
意6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。 ・軽微な修正有り。(配付資料参照)
意7	海外における我が国G I (地理的表示) 産品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき。 ・国内からの種子等の持ち出し規制を強化することを求める趣旨からの修文。 (配付資料参照)
意8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき。 ・加齢性難聴である低所得高齢者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める方向での修文。(配付資料参照)
意9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共	△	次のとおり修文すべき。 ・国民健康保険を持続可能な制度として維持していくための取組を求める方向での修文。(配付資料参照)

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置
拡充を求める意見書

中学校・高等学校等における運動部活動は、学校教育の一環として行われてきたが、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきたことは国も認めるとおりであり、平成 29 年度からは、学校職員に位置づけた部活動指導員制度を導入し、指導体制の充実を図っている。

しかし、国が進める部活動指導員の設置は、例えば中学校の場合、文化・科学等に関する部活動も含めて 1 校あたり 3 名程度、毎年度約 7,100 名ずつ 4 年計画で配置していくとするものである。国は、平成 30 年度 15 億円の予算を計上しているが、1 校 3 名程度では、全ての中学校に配置されたとしても、限られた部の指導者しか確保できないことになる。

将来にわたって我が国のスポーツ振興を推進していくためにも、運動部活動を指導する部活動指導員の配置数をさらに拡充するべきであるが、そのためには新たな財源が必要となる。

そこで、スポーツ振興のために必要な資金を得、その振興に寄与するために整備されたスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づき実施されている、スポーツ振興くじの収益を活用するべきである。

スポーツ振興くじは、年間約 1,000 億円以上の売り上げがあり、その収益の 3/4、約 200 億円を地方公共団体やスポーツ団体が非営利で行うスポーツ活動の助成に充てているが、現在の団体等への補助の費用対効果を検証した上で、その一部を部活動指導員設置の財源として活用することにより、配置数を拡充し、指導体制の充実を図ることができる。

よって、国におかれては、我が国のスポーツ振興の基盤となっている運動部活動の質的向上を図るため、スポーツ振興くじによる収益を活用し、部活動指導員の配置拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

2025年大阪・関西国際博覧会大阪万国博覧会開催に向けての外国人
観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書

11月23日博覧会国際事務局総会がパリで開かれ、2025年国際博覧会の開催地が1970年以来、55年ぶりに大阪・関西(日本)大阪府に決定した。大阪の夢洲を会場に2025年5月3日から11月3日までの185日間の開催で、想定来場者数2,800万人、経済波及効果は約2兆円に及ぶと言われている。国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらい機会となり、関西全体の観光・文化・交流の促進につながるものである。また、関西には世界最先端のライフサイエンスの研究拠点が集積し、高い生産技術を有する製造業が備わっていることから、健康・長寿という世界的な課題を解決する未来技術を生み出す産業イノベーションを喚起できる。さらに、本県でも平成29年10月25日に「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」を採択し、万博の誘致に取り組んできたところである。

来年以降、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西と3年連続で国際大会が開催されるゴールデンスポーツイヤーで、今後多くの外国人観光客の増加が予想される。また、関西3空港の発着回数は、伊丹及び神戸が合意された上限に達するとともに、関西国際空港も上限値に近づきつつある中、インバウンド等による拡大する航空需要を取り込み、関西経済を発展させていくためには、各空港のポテンシャルを充分发挥するための規制の見直しが必要である。

よって、国におかれては、これから急増すると予想される外国人旅行客に対応するため、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 無料公衆無線LANの整備促進や観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと。
- 2 伊丹空港、神戸空港において、全ての国際チャーター便の運航や発着枠の拡大など、運用制限の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

海外における我が国G I（地理的表示）製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書

伝統的な生産方法や気候・風土・土壌など生産地の特性が品質等の特性に結びついている産品が全国に数多く存在している。これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」である。農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図るよう取組を進めているところである。

しかし、農林水産省の調査によると、海外産であるにもかかわらず、日本の産地を名乗る産品が数多く流通していることが判明した。本県の特産品で海外からも非常に人気のある「神戸ビーフ」も中国産のものが見つかった。他にも「夕張メロン」、「市田柿」、「特産松阪牛」など日本を代表する産品名が不正に使用されている。これらの行為はこれまで生産から販売まで携わってこられた関係者への冒涇であり、ブランドイメージを低下させ、知的財産権の侵害と判断せざるを得ない。

また、先般、輸出禁止の和牛精液が日本国外へ不正に持ち出されていたことが明るみになるなど、畜産農家に大きな不信感を抱かせるだけでなく、G I 産品の種子等の国外流出も懸念される。

よって、国におかれては、早急に対象国と相互保護の協定を結び、不正使用している団体に対して名称を使用しないように求めるなど、海外における我が国G I 産品の保護・侵害対策を強化するとともに、国内におけるG I 産品の種子等の国外流出対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

加齢性難聴である低所得高齢者加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器は片耳あたり 15 万円～20 万円、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により障害者総合支援法に基づく高度の難聴では 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防にもつながる。

よって、国におかれては、高齢者の加齢性難聴である低所得高齢者の~~に対する~~補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

国民健康保険を持続可能な制度として維持していくための
取組を求める財政基盤確立のための財政措置に関する意見書

国民健康保険被保険者の負担は限界を迎えている。兵庫県内では、県内の国保加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯であるだが、国保料(税)が高すぎることによる国保料の滞納世帯数は、12.943.5%にも及ぶ102,315世帯となっている。

一方で、今後も医療費の増嵩は避けられない状況であり、保険料が上がるのが想定される。本年4月から、都道府県が国民健康保険の担い手となっているが、国民健康保険を持続可能な制度として維持していくためには、財政措置をはじめとする各般の取組が必要である。

これは、国保加入者が、年金者や無職、非正規雇用者などの低所得者にもかかわらず、協会けんぽなどの被用者保険の保険料負担と比べて、高すぎる保険料(税)となっているからである。

高すぎる国保料(税)をせめて協会けんぽ並に引き下げるために、全国知事会は、「約1兆円の国費増額が必要である」として、国の財政負担増を求めている。国保の構造問題を解決し、持続可能な医療保険制度とするためには、こうした措置が求められている。

よって、国におかれては、国保の構造問題を解決し、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤を確立し、国民健康保険を持続可能な制度として維持するため、下記事項に取り組みられるよう、強く要望する。を図るために、国保財政の国の国庫定率負担を引き上げ、少なくとも1兆円の増額を行うとともに、子育て・少子化対策として子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう強く要望する。

記

- 1 国民健康保険への3,400億円の財政支援を拡充すること。
- 2 都道府県が国民健康保険の担い手となっているが、今後も円滑な運営を行っていくための取組を進めること。
- 3 国民健康保険の財政基盤の強化を行うため、国が責任を持って必要な財源の確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第342回(平成30年12月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自	△	原案に賛同するが、森林譲与税（仮称）について、各地方の実態や課題にあわせた活用が必要であることから、修文をお願いしたい。（配付資料参照）
意3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意4	認知症施策の推進を求める意見書	公	△	原案に賛同するが、「空白期間」について、具体的な内容へ修文をお願いしたい。（配付資料参照）
意5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	民	—	—
意6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意7	海外における我が国G I（地理的表示）製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共	○	原案どおり賛同する。
意9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共	△	国保の安定運営のために、国の財政支援の拡充は必要であるが、1兆円の根拠が明確でないこと、財政基盤の確立と子育て・少子化対策は直接関連しないこと等から修文をお願いしたい。（配付資料参照）

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を书面でお示し願います。

△ (修文)

(自由民主党)

意見書案 第 号

林野事業等の更なる推進を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震・火山活動等の自然現象が頻発することから、毎年、全国的に多くの山地災害が発生している。

国民生活や山村地域を脅かす危機的な状況から脱却するためには、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による「緑の国土強靱化」を強力に推進するとともに、強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくための林野事業等に全力で取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、林野事業等の更なる推進を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等の災害の発生などを踏まえ、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による緑の国土強靱化を、補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。
- 2 森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図るとともに、森林環境譲与税（仮称）については、地域の実態や課題にあわせた活用が可能となるような制度とすることと府県の独自課税との関係について必要な助言を行うなど、円滑な実施に努めること。
- 3 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術（ICT）・ロボット技術・レーザー計測等の活用などの技術革新により、生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力ある林業の創出を図ること。
- 4 地域内で伐採した木材を、その地域の材木店や工務店が、地域内で新築住宅やリフォーム、中低層建築物に活用できる新技術の開発や仕組みづくりを行うこと。
- 5 早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト再造林の普及・定着、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（公明党・県民会議）

意見書案 第 号

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進にあたっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。

更に、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 国や自治体、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後から本人の視点に立った支援の充実が不可欠であることからの空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

△ (修文)

(日本共産党)

意見書案 第 号

国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する
意見書

~~国民健康保険被保険者の負担は限界を迎えている。~~兵庫県内では、県内の国保加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯だが、国保料(税)が高すぎることによる滞納世帯数は、13.5%、~~にも及ぶ~~102,315世帯となっている。

これは、国保加入者が、年金者や無職、非正規雇用者などの低所得者にもかかわらず、協会けんぽなどの被用者保険の保険料負担と比べると、高くなっていることが一因であると考えられるて、~~高すぎる保険料(税)となっているから~~である。

~~高すぎる国保料(税)をせめて協会けんぽ並に引き下げるために、全国知事会は、「約1兆円の国費増額が必要である」として、国の財政負担増を求めている。国保の構造問題を解決し、持続可能な医療保険制度とするためには、こうした措置が求められている。~~

今後も国民健康保険の被保険者が安心して医療を受けることができる仕組みの構築が求められているが、国民健康保険を持続可能な制度として堅持し、被用者保険との格差を縮小するためには、更なる財政基盤の強化が不可欠である。

よって、国におかれては、国保の構造問題を解決し、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るために、国保財政の国の国庫定率負担の引き上げを、~~少なくとも1兆円の増額を行うとともに、子育て・少子化対策として子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう強く要望する。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第342回(平成30年12月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自	△	森林環境税について、国民の理解促進を図るとともに、府県の独自課税との役割分担を調整するよう追記。
意3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意4	認知症施策の推進を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	民	○	原案どおり賛同する。
意6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維	—	
意7	海外における我が国G I (地理的表示) 産品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維	—	
意8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共	△	趣旨は理解するが、高齢化社会により、国の負担が大きくなることを懸念されるため、対象を特に低所得者とするよう記載。
意9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共	△	財政措置とあわせて、持続可能な財政基盤の確立を図る文案で修文。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

書式変更: 下 : 5 mm

林野事業等の更なる推進を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震・火山活動等の自然現象が頻発することから、毎年、全国的に多くの山地災害が発生している。

国民生活や山村地域を脅かす危機的な状況から脱却するためには、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による「緑の国土強靱化」を強力に推進するとともに、強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくための林野事業等に全力で取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、林野事業等の更なる推進を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の災害の発生などを踏まえ、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による緑の国土強靱化を、補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。
- 森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図る こと。 ~~とともに、森林環境譲与税（仮称）と府県の独自課税との関係について必要な助言を行うなど、円滑な実施に努めること。~~ また、森林環境税（仮称）について広く国民に周知、理解を図るとともに、目的やその用途については、国の責任において、また、府県の独自課税との調整を確実にを行うこと。広く国民に森林環境税（仮称）の周知を行うとともに、府県の独自課税との調整を確実にを行うこと。
- 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術（ICT）・ロボット技術・レーザー計測等の活用などの技術革新により、生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力ある林業の創出を図ること。
- 地域内で伐採した木材を、その地域の材木店や工務店が、地域内で新築住宅やリフォーム、中低層建築物に活用できる新技術の開発や仕組みづくりを行うこと。
- 早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト再造林の普及・定着、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

書式変更: 最初の行 : -1 字

書式変更: フォントの色 : 赤, 蛍光ペン

書式変更: フォントの色 : 赤, 二重取り消し線, カーニング開始 12 pt

書式変更: 下線, 二重取り消し線 (なし), 蛍光ペン

書式変更: 下線, フォントの色 : 赤, 蛍光ペン

書式変更: 下線, フォントの色 : 赤, 蛍光ペン

(日本共産党)

意見書案 第 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器は片耳あたり 15 万円～20 万円、保険適用ではないため全額自費となる。障害者総合支援法に基づく高度の難聴では 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防にもつながる。

よって、国におかれては、特に低所得者の高齢者の加齢性難聴に対する、補聴器購入に公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

書式変更: 下線, フォントの色: 赤, 蛍光ペン

(日本共産党)

意見書案 第 号

国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する
意見書

国民健康保険被保険者の負担は限界を迎えている。兵庫県内では、県内の国保加入世帯は、2017年6月1日現在で、790,648世帯だが、国保料(税)が高すぎることによる滞納世帯数は、13.5%にも及ぶ102,315世帯となっている。

これは、国保加入者が、年金者や無職、非正規雇用者などの低所得者にもかかわらず、協会けんぽなどの被用者保険の保険料負担と比べて、高すぎる保険料(税)となっているからである。

~~高すぎる国保料(税)をせめて協会けんぽ並に引き下げるために、全国知事会は、「約1兆円の国費増額が必要である」として、国の財政負担増を求めている。~~国保の構造問題を解決し、持続可能な医療保険制度とするためには、**国の財政負担増** ~~こうした措置~~が求められている。

よって、国におかれては、国保の構造問題を解決し、**必要な財政措置を求める** ~~とともに、~~ **今後の医療費の増嵩に耐え得る持続可能な** 財政基盤の確立を図る **こと** ~~をために、必要な財政措置や健康長寿社会実現に向けた取り組みを含めた検討を対応していただくよう、国保財政の国の国庫定率負担を引き上げ、少なくとも1兆円の増額を行うとともに、子育て・少子化対策として子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう国保財政の国の国庫定率負担を引き上げ、少なくとも1兆円の増額を行うとともに、子育て・少子化対策として子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう強く要望する。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

書式変更: フォントの色: 赤, 二重取り消し線

書式変更: フォントの色: 赤, 蛍光ペン

書式変更: フォントの色: 赤, 二重取り消し線

書式変更: 見出し 1, インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: フォントの色: 自動, 蛍光ペン

書式変更: 下線, 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 二重取り消し線

書式変更: 下線, 二重取り消し線, 蛍光ペン

書式変更: 二重取り消し線

第342回(平成30年12月)定例会
会派提案意見書案に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	障害者雇用施策の充実強化を求める意見書	自	△	障害福祉サービス事業所などへの発注量を障害者雇用率には、換算するのは適切でない。記3「とともに、～検討すること」を削除。修正文案は別紙。
意2	林野事業等の更なる推進を求める意見書	自	△	文言の削除。文案は別紙。
意3	「義援金に係る差押禁止等に関する法律」の恒久化を求める意見書	公	○	
意4	認知症施策の推進を求める意見書	公	○	
意5	スポーツ振興くじの収益を活用した部活動指導員の配置拡充を求める意見書	民	×	スポーツ振興くじに反対している。
意6	大阪万国博覧会開催に向けての外国人観光客の受け入れ整備の支援を求める意見書	維	×	万博の理念を否定するものではないが、今回の大阪万博は、カジノ誘致と一体になっており、破たんした大型開発をあらためて推進する懸念があり、反対の立場を表明していた。また外国人観光客受け入れのために、伊丹、神戸空港の運用制限の緩和は容認できない。
意7	海外における我が国GI(地理的表示)製品の保護・侵害対策の強化を求める意見書	維	○	
意8	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	共	—	—
意9	国民健康保険の財政基盤確立のための財政措置に関する意見書	共	—	—

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

障害者雇用施策の充実強化を求める意見書

国では、平成 19 年より『「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画』に基づいた障害者の自立支援に向けた施策を展開し、これまで多くの障害者雇用を実現してきた。

そのような中、今年には中央省庁や地方自治体等の公的機関において、障害者手帳の交付に至らない人を障害者として雇用するなどの「障害者雇用水増し問題」が発覚し、行政機関による障害者雇用制度への形骸化が浮き彫りとなった。この問題に対しては、障害者雇用施策を牽引する立場として、早急な原因究明と再発防止策を図っていく必要がある。

一方、事業主にとっては、障害者雇用のノウハウ不足やニーズに合った人材に恵まれないなどの課題を抱えており、円滑な雇用の促進や障害者本人の職場への定着が進まない実態もある。

よって、国におかれては、障害者の就業機会の拡大や能力に応じた働きやすい仕組みづくりの一層の推進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 複数の事業主で障害者雇用率を通算することができる特例子会社制度や事業協同組合等算定特例については、認定のために一定の要件を満たす必要があることから、中小企業が設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、財政措置を充実すること。
- 2 事業主が行う取組への支援充実のため、減額された特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給総額を復元、増額すること。
- 3 障害者の就業機会の拡大や工賃向上への支援充実のため、事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援を拡充するとともに、~~社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所などへの発注量に応じて障害者雇用率に換算できる制度を検討すること。~~

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

林野事業等の更なる推進を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、前線や台風に伴う豪雨や地震・火山活動等の自然現象が頻発することから、毎年、全国的に多くの山地災害が発生している。

国民生活や山村地域を脅かす危機的な状況から脱却するためには、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等により、~~る「緑の国土強靱化」を強力に推進するとともに、強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくための林野事業等に全力で取り組んでいく必要がある。~~

よって、国におかれては、林野事業等の更なる推進を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の災害の発生などを踏まえ、復旧対策はもとより、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等を進めるためによる緑の国土強靱化を、補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。
- 2 森林環境税（仮称）や新たな森林管理システムの創設により市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援を図るとともに、森林環境譲与税（仮称）と府県の独自課税との関係について必要な助言を行うなど、円滑な実施に努めること。
- 3 木材生産の効率化に向けた林業機械の開発・改良、情報通信技術（ICT）・ロボット技術・レーザー計測等の活用などの技術革新により、生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく、安全で魅力ある林業の創出を図ること。
- 4 地域内で伐採した木材を、その地域の材木店や工務店が、地域内で新築住宅やリフォーム、中低層建築物に活用できる新技術の開発や仕組みづくりを行うこと。
- 5 早生樹やコンテナ苗等を活用した低コスト再生林の普及・定着、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。